

安城市下水道事業ウォーターPPP（レベル3.5）導入支援業務委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、安城市（以下「発注者」という。）が発注する、安城市下水道事業ウォーターPPP（レベル3.5）導入支援業務（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の受注者は、契約書、仕様書、受注者の企画提案書等に則り業務を遂行するものとする。

2 業務の目的

本業務は、下水道分野におけるウォーターPPP（レベル3.5）導入について、令和7年度に実施したウォーターPPP（レベル3.5）導入可能性調査支援業務の成果（以下「過年度成果」という。）をもとに、令和9年3月の公募開始に向けた資料の作成及び、実施方針等の公表に係る支援を行い、発注者が設置する安城市下水道施設管理等一体包括業務委託事業者選定等審議会（以下「審議会」という。）に経営、財務、技術的分野等に関する専門的知見及び、受注者の経験に基づく助言などの支援を行う。

3 業務内容

（1）公民連携スキームの作成

ウォーターPPPに係る国土交通省等の新たな検討、提言など最新の内容及び、発注者が提供する過年度成果に関する資料から、ウォーターPPP（レベル3.5）の要件を満たす実施方針（案）及び要求水準書（案）の作成支援を行うとともに、リスク分担、プロフィットシェア、事業スキームの構築を行う。

（2）実施方針（案）、要求水準書（案）の公表及び各質問事項への回答に係る支援

令和8年10月上旬に予定している実施方針（案）、要求水準書（案）の公表に係る支援、民間事業者からの質問事項に対し、発注者が回答をするための資料作成などの支援を行う。

（3）委託契約書（案）の作成支援

過年度成果を踏まえ、本業務で詳細検討した下水道分野におけるウォーターPPP（レベル3.5）の要件を満たした委託契約書（案）及び必要資料の作成を支援する。

本業務で作成した契約書（案）等の各書類について、関連法令等を遵守していることを弁護士に確認すること。

（4）モニタリング実施に向けた指標及び計画の作成

下水道事業ウォーターPPP（レベル3.5）開始後の事業モニタリングに

ついて、詳細検討を行い、性能指標及び基本計画の作成を支援する。

(5) 財政効果の算出

過年度成果の下水道分野のVFMについて、人件費及び物価高騰の影響等を反映した修正を行う。

本業務で作成したVFMについて、算定方法等が適正であることを公認会計士に確認すること。

(6) 事業者選定基準等に関する支援

下水道事業ウォーターPPP（レベル3.5）の事業者を決める事業者選定基準及び様式集、募集要項、提案書作成要領等についての作成を支援する。

また、審議会における事業者選定基準に関する説明資料を作成するとともに、発注者が必要と判断した場合は、令和8年度に5回程度開催する審議会に出席して発注者の支援を行う。

(7) 公募支援

令和9年3月の下水道事業ウォーターPPP（レベル3.5）公募開始に向け、発注者の計画どおりに進められるように支援を行う。

(8) 報告書の作成

調査検討結果を報告書に取りまとめる。また、実施方針（案）と要求水準書（案）を公表するため、令和8年9月上旬までに（1）から（2）までの結果を整理し、発注者の求める資料を提出すること。

なお、当該協議の結果必要となる、継続業務に必要な仕様書や検討事業量などについて発注者に対し柔軟に提案するものとする。

また、市民及び議会向けの説明資料について、発注者からの要請に応じ必要な資料（A3用紙1枚程度）を提出すること。

(9) 打合せ協議

受注者は、本業務に必要な状況把握や担当者協議のため、適宜打合せ協議を実施するものとする。なお、実施回数は、初回協議、中間打合せ3回、報告書提出時の計5回を基本とする。

4 技術者等の配置要件

受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、確実に業務を実施するとともに、本業務の特質を考慮し、下水道事業の公民連携や地方公営企業会計について専門的知識と経験を有する技術者を定め、発注者に通知するものとする。

技術者等の途中交代については、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等による合理的な理由がある場合に限り、発注者の合意のうえ認めるものとする。ただし、事業者決定の公平性の観点から、同等以上の経験・知識を有する者への交代とする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者とし、過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に完了した、国又は地方公共団体等が発注する下水道分野のPPP/PFI（公民連携）に関する事業者選定等導入支援（以下「同種業務」という。）又は、PPP/PFI（公民連携）に関する事業者選定等導入支援（以下「類似業務」という。）に関する業務に元請けの技術者として従事した経験を有する者で、かつ直接雇用しているものでなければならない。

(2) 照査技術者

照査技術者は成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に完了した、国又は地方公共団体等が発注する同種業務又は、類似業務に関する業務に元請けの技術者として従事した経験を有する者で、かつ直接雇用しているものでなければならない。

(3) 担当技術者

担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、本業務を行うための知識及び技術を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。

(4) 技術者の兼務

管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼任できない。

(5) 公認会計士

受注者は、VFMの検討等の業務を円滑に遂行するため、公民連携事業の導入にむけた発注者支援業務に関する業務における業務経験を有する公認会計士有資格者（再委託でも可能）を配置しなければならない。

(6) 技術士

受注者は、本業務を円滑に遂行できるよう、同種業務の業務経験を有する技術士[総合技術監理部門]（下水道）又は技術士[上下水道部門]（下水道）の有資格者を配置しなければならない。

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

6 履行方法

受注者は、本業務により作成した資料、調査等の結果についてとりまとめ、成果物として発注者に提出する。

(1) 納入物

ア 報告書（「3 業務内容」の各項目）

イ 協議議事録 各協議資料及び協議録

（A4版報告書ファイル1部及び電子データを格納したCD-R1枚）

(2) 納入期限 令和9年3月31日（水）

(3) 納入先 安城市上下水道部下水道課工務係

7 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、業務内容が示された計画書を作成し、速やかに発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

8 業務計画書

受注者は、業務内容に関する計画書の作成に際し、次の項目を記載しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施体制・連絡体制
- (4) 工程計画
- (5) その他発注者と協議し必要とされた事項

9 その他

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって本業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務を行わなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたっては、日本語に堪能な者を従事させなければならない。
- (3) 本業務の具体的な業務の進め方及び本業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。